

自家用操縦士の皆様

社団法人 日本航空機操縦士協会
会長 川原 武

有視界飛行における ATC トランスポンダーの運用について

市街地上空や特別管制区近辺等の航空交通の輻輳する空域で、ATC トランスポンダーを作動させずに飛行していると思われる VFR 機の事例が、航空安全情報ネットワーク (ASI-NET) に報告されたことから、ASI-NET 運営委員会委員長より当協会に対し「航空機衝突防止装置を有効に活用するために、ATC トランスポンダーを装備している VFR 機は、飛行空域に関わらず、常時、ATC トランスポンダーを作動させることについて検討されたい」との提言がなされました。

この提言を受け当協会は、空中衝突やニアミスを防止し航空の安全を確保するために、VFR で飛行する自家用操縦士の皆様に、下記 AIM-J の記述を遵守し、飛行空域に関わらず、常時 ATC トランスポンダーを作動させるよう、強く要請する次第です。よろしくご理解、ご協力下さいます様、お願い致します。

AIM-J 第3章には、ATC トランスポンダーについて下記のように記述されています。

— 記 —

333. 【トランスポンダーの取り扱い】 (抜粋)

- a. トランスポンダーは離陸開始前に作動させ、着陸後はできるだけ早く停止させるべきである。
- b. IFR 機のトランスポンダーコードは管制機関から指示されるが、以下の場合はパイロットが自らそれぞれのコードをセットする。

緊急事態に陥った場合……7700 通信機が故障した場合……7600

ハイジャックされた場合……7500

VFR により10,000フィート以上で飛行する場合……1400

VFR により10,000フィート未満で飛行する場合……1200

391. 【トランスポンダーの必要性】 (抜粋)

- ・トランスポンダーを搭載している航空機は管制機関と交信の有る無しにかかわらず飛行中常にトランスポンダーを作動させておくべきである。
- ・特にモードC トランスポンダーを装備している場合には、レーダー管制機関との通信が設定されていなくとも IFR 機に対して適切な交通情報が発せられる。
- ・また、レーダーサービスには直接関係はないが、TCAS の一般化した今日では、トランスポンダーを適切に作動させることによって、TCAS 装備機に自機の存在を知らせることができる。

以上